

京都大学薬学部薬科学科（薬学教育4年制）学生の薬剤師国家試験 受験資格評価項目および自己評価

本自己評価は、京都大学薬学部薬科学科において薬学4年制教育を修了した学生が、薬剤師国家試験受験資格を取得するために必要な課程を設置する大学が備えるべき教育課程の評価項目についての自己評価を示したものである。すなわち、当該教育課程を修了することにより、薬学部薬科学科（4年制学科）卒業生が薬学部薬科学科（6年制学科）卒業生と同等の知識、技能、態度を有していることを本評価により示すものである。なお、この自己評価の結果は本学ホームページにて公表するとともに、一般社団法人薬学教育評価機構に評価結果を報告し、薬学教育評価機構ホームページから評価結果を閲覧できるよう本学のホームページにリンクされる。

1. ヒューマニズム教育・医療倫理教育

薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する教育が体系的かつ効果的に行われていること。

- 【1】 医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。
- 【2】 医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が行われていること。
- 【3】 医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が行われていること。

本学部では、薬科学科（4年制学科）卒業生が薬剤師国家試験受験資格を取得するために、医療薬学特別聴講コースおよび医療薬学専修コース（科目等履修生）の二つのコースを定め、いずれのコースにおいても指定した科目を所定の期間内に習得できるようになっており、薬科学科（6年制学科）卒業生と同等の知識、技能、態度が身につくように指導している。

医療人としての薬剤師を育成する教育として、1年次に必須科目「薬学倫理・概論」を開講し、薬学部および京都大学医学部附属病院薬剤部の教員により、生命倫理や医療倫理に関する講義を実施し、医療人としての資質を涵養している。また、1年次指定科目「先端医療 SGD 演習」では、弁護士を非常勤講師とする医療訴訟に関する講義および先端医療に関する調査に基づいた小グループ討議（SGD）を実施し、医療人としての倫理観、使命感、職業観を養うと共に、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の育成にも努力している。

1、4年次指定科目「医療倫理実習」では、医療施設における早期体験実習を通じて、患者と接することで医療人としての自覚を高め、コミュニケーションの重要性を体感させるとともに、実際に発生した医療過誤事例を教材に医療安全に関して理解を深めさせ、医療安全に十分配慮できる知識、技能、態度を身につけさせている。4、5年次必修科目「医療実務実習事前学習」においては、模擬患者に対する服薬指導の実習を通して医療人としての倫理観や使命感を醸成するとともに薬剤師の使命や職業観、実践的能力を身につける教育を実施している。また、同科目においては、薬害被害者から直接、講義を受ける機会も設け、医療人として、患者の心理、立場、環境を

理解させることにも努めている。

2. 教養教育

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【1】薬学準備教育ガイドラインをふまえ、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

本学では、「自学自習」のキーワードのもと、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、高度な知性と豊かな人間性、強固な責任感と高い倫理性を育むことを目的に、多様でかつ調和のとれた教養教育を実施している。具体的には、全学共通科目として、自然・応用科目群、現代社会適応科目群、外国語科目群、拡大科目群が整備されており、社会や学生のニーズに対応できる幅広い教養教育プログラムが提供されている。

以上のような教養教育を基盤に、薬学は医薬品の創製、生産、適正な使用を目標とする総合科学であり、諸基礎科学の統合を基盤とする学際融合学問領域と位置づけられるという理念のもと、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する教育を体系立てて実施し、入学時から卒業時までの一貫教育により薬学領域で指導的な役割を果たし得る人材を育成している。

【2】相手の話を傾聴し、共感するなど、十分なコミュニケーション能力を身につけるための教育が行われていること。

1年次に開講される「先端医療 SGD 演習」、2年次に開講される「地域医療薬学」では、先端医療に関する調査に基づいた小グループ討議（SGD）を実施し、医療人としての倫理観、使命感、職業観を養うと共に、コミュニケーション能力を養う機会を与えている。また、1年次配当科目「統合型薬学演習」、3年次配当科目「医薬品開発プロジェクト演習Ⅰ」、4年次配当科目「医薬品開発プロジェクト演習Ⅱ」においても、小グループ討議の形式で演習を実施し、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の育成に努めている。さらに、4、5年次配当の「医療実務実習事前学習」においては、模擬症例を用いた疑義照会や模擬患者に対する服薬指導（ロールプレイ）等の実習を通じて、相手の話を傾聴し、共感するなど、薬剤師としての十分なコミュニケーション能力を習得させている。

3. 体験学習

学習意欲の向上を目指し、真摯な姿勢で体験学習が行われていること。

【1】薬剤師が活躍する現場などを広く見聞させていること。

【2】体験学習の成果を発表会や総合討論で発表するなど、学習効果を高める工夫がなされていること。

1年次前期に開講される「先端医療 SGD 演習」で、早期体験学習として、京都大学

医学部附属病院および薬剤部の見学を実施するとともに調剤薬局の見学を実施している。また、「医療倫理実習」では、1年次に医療施設における早期体験実習を実施し、患者と直接接する機会を設け、医療人としての自覚を体験によって高める工夫をしている。3年次には「統合型薬学演習」において、製薬企業の見学を実施し、研究所・工場で医薬品の開発・製造が実際に行われている場を見学させることにより、モチベーションの向上を図っている。さらに、3年次「医薬品開発プロジェクト演習Ⅰ」および4年次「医薬品開発プロジェクト演習Ⅱ」においては、製薬企業で活躍する研究者や開発担当者による実体験に基づく講義や企業における創薬研究・開発に関する講義を受講した後、少人数のグループで仮想研究・開発プロジェクトを組織させ、創薬プロセスの仮想的な体験や医薬品開発計画の立案の経験をさせている。

4. 医療安全教育

薬害、医療過誤、医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

- 【1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。
- 【2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療施設における安全管理者を講師とするなど、肌で感じ、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な視点を養うための教育に努めていること。

本学部における医療安全教育に関する授業として、「医療倫理実習」において、4年次に、医学部医学科、医学部附属病院および人間健康科学科と協力し、医療安全に関する講義・実習を実施し、実際に発生した医療過誤事例を教材に医療安全に関して理解を深めさせるとともに、医師、看護師、薬剤師が医療安全に関してお互いに理解・協力することが必要なことをチーム医療の観点から肌で感じる機会を設けている。また、4、5年次配当の「医療実務実習事前学習」においてはリスクマネジメントの講義と演習を実施し、医療安全に関する十分な知識、技能、態度を身につけさせている。さらに、同科目では5年次に、薬害被害者から直接、講義を受ける機会を設け、薬学に関する基礎・専門知識を十分に習得したうえで、医薬品の安全使用に関する科学的かつ客観的な理解を深めさせることに努めている。

5. 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した構成の教育課程と教育目標を設定した教育が行われていること。

- 【1】薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠した各授業科目が設定されていること。

薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育課程との教育目標を設定して、各授業科目を実施している。シラバスには、「担当教員名」、「授業概要および目標」、「授業計画および授業内容」、「教科書・参考書」、「評価方式」が薬学教育モデル・コアカリキュラムに適合する内容で明確に記載されており、当該科目に「対応するコア

カリキュラム一般目標」も記載されている。また、シラバスの末尾には、モデル・コアカリキュラムと各科目の対応の一覧表を掲載し、一般目標ごとに該当する科目名を明示している。

別途、学生便覧には、薬学科配当科目を、全学共通科目、専門科目（講義）、専門科目（演習・実習）の3つに分け、「化学系」、「物理系」、「生物系」、「医療系」、「情報系」の5つの系に分類して科目間の関連性をフローチャートでわかりやすく説明するとともに、学年別に時系列で科目を並べた図も用意して、学生がモデル・コアカリキュラムに準拠した履修科目の全体像と流れを把握しやすいように配慮している。

【2】科学的思考力の醸成、技能および態度を修得するため、実験実習が十分に実施されていること。

科学的思考力の醸成、技能および態度を修得させるため、薬科学科（4年制学科）および薬学科（6年制学科）共通で、3年次に「薬学専門実習1～4」（必修科目、各4単位、合計12単位）を実施している。また、薬学科（6年制学科）については、4年次後期～6年次に「医療薬学実験技術」（指定科目、2単位）も実施することで、実験実習の機会を与えている。

【3】各科目は、各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）の修得に適した学習方法にて実施されていること。

【4】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【5】効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

全学共通科目、専門科目（講義）、専門科目（演習・実習）は「化学系」、「物理系」、「生物系」、「医療系」、「情報系」の5つの系に分類されているが、基礎・専門基礎・専門応用・臨床薬学と学年進行に伴って高度化するように配列されていると共に科目相互の関連性に配慮したカリキュラム編成となっている。学生便覧には、科目間の関連性を説明する図および学年別に時系列で科目を並べた図が掲載されており、基礎的科目と応用的（臨床的）科目の関連性を含めて、開講科目の相互の関連性を理解しやすいよう配慮し、学生が効果的な学習ができるよう努めている。また、年度初頭の4月には、各年次の学生全員に対して、教務委員長が学生便覧を配布して、履修ガイダンスを実施し、上記の点を周知している。

このようなカリキュラムにおいて、知識については全学年に渡り講義形式の授業を実施し、各系の知識が体系的に身につくよう配慮されている。また、1年次配当「先端医療SGD演習」および「統合型薬学演習」、2年次配当「地域医療薬学」、3年次配当「薬学専門実習1～4」、3年次配当「医薬品開発プロジェクト演習Ⅰ」、4年次配当「医薬品開発プロジェクト演習Ⅱ」、4年次以降配当「特別実習」、4、5年次配当「医療実務実習事前学習」では、知識に加えて各学年で習得すべき「技能・態度」を習得させることを目的に、演習、実習形式の授業を実施している。以上のように、いずれの科目も到達目標の学習領域（知識・技能・態度）の修得に適した学習方略を利用して実施されている。

基礎と臨床の関連性および科目相互の関連性に関する配慮については、例えば、医療系の科目で以下のような工夫をしている。1年次に「先端医療SGD演習」で、京都大学医学部附属病院・薬剤部および調剤薬局の見学を実施、また「医療倫理実習」で、

医療ボランティアを実施し、体験学習により医療人として身に着けるべき基本的な知識や態度を学ばせる。一方、講義科目「薬理学1～3」、「薬物治療学1, 2」、「薬剤学1～3」、「医療薬剤学1, 2」が2年次から4年次にかけて配当されており、医療に関する基礎知識を段階的に履修させる。さらに、4, 5年次の「医療実務実習事前学習」では、それまでに身に着けた基礎的な知識が臨床でどう活かされるかについて学ぶと共に、薬剤師としての技能、態度も習得するよう配慮されている。

【6】6年制で必要とされる各教科単位を、集中して取得することなく、適切な時期に適切な単位を取得できるよう配慮すること。

本学部では、薬科学科（4年制学科）と薬学科（6年制学科）の学生は3年次までに開講される科目を必修科目あるいは選択科目として、両学科を区別することなく、受講することができる。薬科学科（4年制学科）卒業生が学部在学中に6年制で必要とされる科目の単位を取得していない場合は、医療薬学特別聴講コースあるいは医療薬学専修コース（科目等履修生）を履修することになるが、各科目の開講については、特定の学年に集中することのないよう配慮した時間割を設定している。

6. 実務実習事前学習

実務実習事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

【1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

実務実習事前学習は、修士修了後1年目の後期から2年目の前期にかけて、6年制学部学生とともに行う。実務実習モデル・コアカリキュラムにおける実務実習事前学習のSBOを全て含み、その学習方法、学習時間、場所に関しても実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して設定している。

【2】実務実習モデル・コアカリキュラムに沿った学習方法、時間数、場所等で実務実習事前学習が行われていること。事前学習と実務実習の期間が1年以上離れている場合は、実務実習前に再度、事前学習の内容の復習を行っていること。

実務実習事前学習は、修士修了後1年目の後期から2年目の前期にかけて、6年制学部学生とともに行う。実務実習事前学習の学習方法、時間数、場所等、6年制薬科学部学生と同じ内容で実施する。すなわち、学習方法は、講義、演習、実習、スモールグループディスカッション（SGD）で構成されており、平成25年度については、33名の学生を学習方法に応じ、3～6名1グループとして実施する。実施時期は、平成25年11月18日～平成26年1月9日のうち26日間（修士修了後1年目の後期）および平成26年4月9日～4月15日のうち4日間（修士修了後2年目の前期）となる。全コマ数は136であり（補講14コマを含む）、原則として、1日4～5コマとする。学習場所の名称は、調剤室、無菌操作準備室、無菌操作室、服薬指導

室、マルチメディア講義室、医療薬学演習室等であり、講義、演習、実習、SGD、それぞれの学習方法に適した学習場所を設定した。調剤室は、散薬調製、水剤調製、軟膏調製などに必要な設備を備えており、調剤室では、計数調剤とともに計量調剤の実習も行う。また、自動調剤分包機も備えており、一包化調剤などの実習も行う。無菌操作準備室には流し台が設置されており、無菌操作時の手洗い・手袋の着脱等の実習を行う。無菌操作室にはクリーンベンチ2台、安全キャビネット1台が設置されており、注射薬の混合等の実習を行う。服薬指導室にはOTC陳列棚、お薬お渡し用カウンターが常設されており、また必要に応じベッド1台の設置が可能である。これらの設備を利用して模擬患者に対する服薬指導等の実習を行う。マルチメディア講義室には実習用の電話が設置されており、疑義照会のロールプレイ等の実習を行う。医療薬学演習室では講義、演習、SGDを行う。実務実習事前学習は、修士修了後1年目の後期から2年目の前期にかけて実施し、一方、修士修了後の2年目に実務実習を行うため、実務実習事前学習修了後実務実習を開始するまでが1年以上にならないカリキュラムとなっている。

【3】適切な指導体制の下で実施された実務実習事前学習が行われていること。

実務実習事前学習は、実務実習を有効に行うための事前の学習として位置付けている。事前学習の効果を学生に最大限に発揮させるためには、事前学習に携わる指導者が十分な実務経験と学識を有し、さらに、事前学習に携わる教員の構成と数が学生数に対して十分である必要があると考える。

平成24年度の実務実習事前学習を受講した学生は33名であり、事前学習に携わった教員は13名（病院で勤務する現役の薬剤師1名を含む）であった。すなわち、学生2.5人に教員1名の割合であった。教員13名のうち、実務経験を有する専任教員は2名で、その内10年以上の実務経験を有する教員は1名であった。これら以外は医療系の教員11名で構成されていた。以下、担当教員の役職、実務経験の有無等を記載する。

担当教員数	役職	実務経験の有無	常勤・非常勤	備考
1名	教授	有	常勤	実務経験8年1名
5名	准教授	無	常勤	
0名	講師	無	常勤	
6名	助教	有	常勤	実務経験10年以上1名
1名	特定薬剤師	有	常勤	実務経験2年

【4】実務実習事前学習の時期は、学習効果が高められる時期に設定されていること。

実務実習事前学習の履修は、学習効果を考慮し、修士修了後1年目の後期から2年目の前期にかけて実施する。修士修了後1年に実施する実務実習事前学習では、平成25年12月24日に「ユニット7（事前学習のまとめ）」とする試験を実施し、達成度の確認を行う。修士修了後2年目に実施する実務実習事前学習では、実務実習前の

復習として知識、実技等の再確認を行う。実務実習事前学習の履修（単位修得）および薬学共用試験に合格後、実務実習を開始する前に、再度、「実務実習をはじめにあたって」、「病院実習の心構え」、「薬局実習の心構え」、「守秘義務と実務実習」、「事故等の対応」、「実務実習記録」などをテーマにオリエンテーションを実施する。

- 【5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価された実務実習事前学習が行われていること。

平成24年度までの実務実習事前学習では、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠し作成されたシラバスに沿って実施された講義、演習、実習、SGDにおいて、それぞれ、レポート、スライドなどの成果物や、実技の形成的評価（総括的評価）により、実務実習事前学習で修得すべき知識、技能、態度に関する目標の到達度の評価を実施した。この点、平成25年度も全く同様に実施する。

7. 薬学共用試験

薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を履修する能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

- 【1】実務実習を行うために必要な能力を修得しており、薬学共用試験センターが提示した合格基準をクリアするなど実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。

平成24年度に準拠して、平成25年度は、平成26年1月11日に OSCE を、平成26年1月7日に CBT を実施し、下記に示す薬学共用試験センターが提示した合格基準で合格判定を行う。なお、以下には、平成24年度における実施日を併せて示す。

薬学共用試験 CBT（平成24年度）

本試験日程：平成25年1月8日

合格基準：正答率60%以上

薬学共用試験 OSCE（平成24年度）

本試験日程：平成24年12月9日

合格基準：細目評価70%以上

概略評価5以上

- 【2】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいた薬学共用試験を実施し、薬学共用試験センターの提示した合格基準にて判定していること。
- 【3】CBT 委員会および OSCE 委員会が組織され、公正かつ円滑に薬学共用試験を実施する体制が確立されていること。

薬学共用試験の実施にあたっては、共用試験委員会（委員長：薬学科長、委員：各分野1名（准教授、講師、助教）、CBT 実施責任者、統合薬学教育センター教員、事務長、教務掛長より構成）が組織されており、必要に応じて研究科内の教員を含めて実

行委員会が開催され、共用試験は公正かつ円滑に実施されている。薬学共用試験センターの実施要項に従って準備が行われ、共用試験センターより派遣されたモニター員による事前審査、試験当日の審査を受け、適正に施行されている。薬学共用試験のうち、OSCE 実施にあたっては、事前実務実習で使用している設備および薬学部内の会議室等を利用している。なお、モニター員によるこれまでの事前審査で問題点は指摘されていない。一方、CBT 実施にあたっては、インターネットへ接続できるコンピュータを配備した講義室が整備されている。ここでも、モニター員によるこれまでの事前審査で問題点は指摘されていない。

8. 病院・薬局実習

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

実務実習を行うために、実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

実務実習機関、実習施設との連携等が、当該大学の6年制教育におけるものと全く同様に実施されていること。

【1】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

病院・薬局実務実習の実施にあたっては、実務実習委員会（委員長：薬学科長、委員：6年制の学生が配属された分野主任、統合薬学教育センター教員、事務長、教務掛長より構成）が組織されており、必要に応じて研究科内の教員を含めて実行委員会が開催され、また実習先との連携に対応しており、実務実習は円滑に実施されている。具体的には、実務実習委員会委員が分担して、近畿地区調整機構に対する学生登録、近畿地区調整機構を介した実習先の調整と実習先変更への対応、京都府薬剤師会受入委員会における調整等、実務実習に必要な作業を行うとともに、実行委員会委員が、実務実習関連教科の充実、実務実習期間中の訪問指導、実務実習終了後のフォローを行った。実務実習委員会委員のうち実務経験を有する専任教員は1名（5年以上の実務経験を有する）であるが、平成24年度における実行委員会委員の総数は26名であり、このうち実務経験を有する専任教員は4名（すべて5年以上の実務経験を有する）であった。

【2】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施され、さらに、学生保険などの保険に加入していること。

病院・薬局実務実習前に、健康診断および予防接種（B型肝炎）を行っている。また、実務実習中のトラブル（通学時の事故、実習中の事故、実習中の器材破損等）に対応するために、学生教育研究災害傷害保険、学研災附帯賠償責任保険に加入し、実務実習を実施している。

【3】適正な指導者のもとで実務実習が実施されていること。

病院・薬局実務実習は、認定実務実習指導薬剤師の資格を有する薬剤師の指導により実施されている。

【4】実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されていること。

本学の学生を受け入れている実務実習施設は、近畿地区調整機構により割り振りされた施設であり、適切な設備を有する施設で実務実習が実施されている。

【5】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【6】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

実務実習における指導および管理には、実務実習モデル・コアカリキュラムの一般目標・到達目標に準拠した「薬学生のための病院・薬局実務実習テキスト」（近畿地区調整機構監修、じほう社）を使用し、学習方法、時間数、場所等は実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されている。本書は、近畿地区調整機構の監修下に作成されたものであり、実習内容の指導薬剤師、学生、大学教員間での共有が可能となっている。これとは別途、本研究科が独自に開発したインターネットを介する実習記録システム「京都大学薬学部薬学科 実習記録管理システム」（以下「実習記録管理システム」）を活用しており、これにより、日々の実習の進捗状況を、指導薬剤師、学生、大学教員間での共有が可能となっている。

【7】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

病院実務実習および薬局実務実習は近畿地区調整機構により決められたⅠ期、Ⅱ期またはⅢ期で実施しており、11週間の実習期間を確保している。

【8】事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

病院実務実習については、医学部附属病院薬剤部が全ての学生を受け入れており、薬学部・薬学研究科所属の実務家教員が、医学部附属病院薬剤部副部長を兼任し、実習を担当するため、学生の配属先の担当教員との間で、十分な連携を取りながら実習が実施されている。また、これとは別途、Web上で学生が記録する「実習記録管理システム」を介して形成的評価が実施され、実習終了時に実施する学生によるプレゼンテーション、指導薬剤師、担当教員との意見交換により総括的評価が行われている。薬局実務実習についても、担当教員による事前訪問指導、実習期間中の訪問指導とは別途、「実習記録管理システム」を介して、指導薬剤師による形成的評価の内容、日々の実習状況を確認することが可能な状況下にある。実習終了時における訪問指導によって、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取を行った上で、担当教員が総括的評価を行っており、適切な連携を取りながら実習が実施されている。

【9】実習施設との間で、関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導・監督について

あらかじめ協議し、その確認を適切に実施していること。

実務実習の契約を、実習施設／大学間で締結しており、契約書中には関連法令や守秘義務の遵守に関する内容が含まれている。学生にはこれらの内容を熟知させた上で、規則遵守等の実習の誠実な履行並びに個人情報等および病院・薬局等の法人機密情報の保護に関する誓約書を提出させ、実務実習を実施している。

【10】評価基準が設定され、実習施設の指導者と事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、大学において適正な評価が行われていること。

本学独自に構築したインターネットを介した「実習記録管理システム」では、まず学生自身が、実習日個々について、実施したSBOs、時間数、自己評価、学習内容やコメントを入力し、これに対して指導薬剤師が評価、コメント等を入力、続いて、当該学生を担当する大学教員がこれらを確認システムとなっている。この記録と訪問指導の結果に基づいて、大学において実務実習の評価が実施されている。

【11】学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

実務実習中の指導薬剤師からの評価等のフィードバックは、実習中に適宜実施されるのに加え、上述した「実習記録管理システム」を介しても実施されている。大学教員から学生へのフィードバックも本システムを活用して、あるいは訪問指導時に実施されている。

【12】実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取を、実習施設の指導者、教員を交え行われていること。

病院実務実習では、実習終了直前に、実習で実施した内容をまとめたプレゼンテーションを行い、実習施設の指導薬剤師、大学教員との意見交換会が実施されている。薬局実務実習では、実習終了直前に実施される、学生、実習施設の指導薬剤師、大学教員を交えた訪問指導時に意見交換を実施するとともに、施設によっては、病院実務実習と同様の意見交換会を実施されている。

9. その他

【1】当該大学薬学部（または薬科大学）の4年制学科を卒業していること。

【2】実務実習履修時に、薬学系の博士前期課程（修士課程）または博士後期課程を修了していること。

薬剤師国家試験受験資格の取得を目的とする者の実務実習は、本学薬学部薬科学科を卒業後に、薬学系修士課程を修了し、かつ所定の科目を修得した者に限られる。